

広報 うたが

毎月1日・16日発行

昭和62年3月1日

第978号

発行 上田市
(大手一丁目11番16号)
編集 秘書課
電話 上田②4100内線205
印刷 中沢印刷株式会社



わらじ作りに挑戦!

「自分たちで何でも作ってみよう」と、城南公民館主催のわらじ作りが2月11日、同館で行われました。この日は、地区の子どもたちなど約30人が参加。初挑戦の参加者は、わらの編み方から、継ぎ足し方まで講師から手とり足とり習っていました。子どもたちは、盛んに「これどうやって継ぎ足すの?」などと、なかなかうまくいかない様子。約2時間後、どうにかできたわらじに満足していました。

主な内容

デイ・サービスセンターが完成……………	2・3ページ
資源活用推進月間……………	3ページ
建物などの安全管理を……………	4ページ
カメラレポ……………	5ページ
お知らせ……………	6～8ページ
国民年金特集……………	特集1～4ページ

市民の動き

(2月1日現在)

総人口	117,462人	(-355)
男	57,374人	(-196)
女	60,088人	(-159)
世帯数	37,083世帯	(-123)

()内は前月比です。

お年寄りの
リハビリ施設

デイ・サービス センターが完成

高齢者福祉センター西隣に建設していた「上田市デイ・サービスセンター」が完成し、二月十四日に竣工式が行われました。同センターは、日常生活に支障のある六十五歳以上のお年寄りが、機能回復訓練を行う施設で、リハビリ器具を備えた訓練室をはじめ、身体障害者が入浴できる浴室などが設けられています。生活指導員、看護婦が日常動作訓練、健康チェックなどにあたり、食事やトイレといった基本動作が回復するよう助けします。



新しいセンターで機能回復訓練に励む皆さん

市が、市内諏訪部の高齢者福祉センター西隣に建設していた「上田市デイ・サービスセンター」が完成し、二月十四日、永野市長など関係者約七十人が出席して竣工式を行いました。

65歳以上の

在宅者を対象に

同センターは、脳卒中などの成人病で倒れたりして、日常生活に支障のある六十五歳以上のお年寄りが、自宅から通いながらリハビリ訓練を行う施設です。県内では、三番目に建設されました。

竣工式で永野市長は、「高齢化社会を迎えて、身体の不自由なお年寄りが増えてきた。この施設は、孤独になりがちな在宅者を対象としたもので、今後は機能が回復するよう励んでいただきたい」とあいさつしました。

建物は、鉄筋コンクリート平屋建てで、三百六十四平方メートルあります。リハビリ器具を備えた訓練室をはじめ、身体障害者が入浴できる浴室、介護者教室を兼ねた養護室、食堂などが設けられています。総事業費は、約九千万円でした。

産直デー・3月14日(土)



- 大型冷凍にしん 2尾 280円
- 特大 生干しにしん 100g 100円
- 甘塩たらの子 100g 220円
- 活あさり 100g 45円

市内産直協力店でお求めください。

あなたの考えを市政提言電話へ

☎25-2539 (留守番電話)

ニコ ニコサンキュー



市政に対する建設的なご意見、ご提案をお寄せください。電話の開設時間は、午前9時から午後8時までです。

ちょっとしたムダが...

資源活用推進月間 3/9~5/10

「むだをなくし物を生かす市民運動」として、3月9日(月)から5月10日(日)までの2か月間を「資源活用推進月間」とし、上田市資源活用推進本部(本部長は永野市長)を設けて、省資源・省エネルギーの推進を図ります。

推進月間の最終日の5月10日(日)には、今年で13回目を迎える「資源活用広場」を開きます。また、市内各事業所などの協賛による「むだをなくす生活展」の開催も計画していますのでご参加ください。

各家庭で省エネを実行しましょう —— さて、あなたは何型？

▷むだ排除型

- 電灯はこまめに消す。
- 湯沸かし器やふろの口火をつけたままにしない。

▷生活の知恵型

- 冷蔵庫のドアは、できるだけ開閉の回数を減らす。
- 入浴は、間をあけずに入る。
- 照明器具はこまめに掃除する。

▷健康増進型

- 暖房の温度を適度にする。
- ちょっとそこまでの外出は、歩いてすませる。

◎市民一人ひとりが、ちょっとした工夫で省エネの効果を上げるよう心がけましょう。

●上田市資源活用推進本部(事務局・生活環境課生活係)

☎24100内線301・有線20671

生活環境課は、不用品の紹介・あっせんをしています。
毎月16日発行の広報をご覧ください。

リフトバスで 週一回の送迎も

市内には、機能回復訓練を必要とするお年寄りが約二百人いるとみられています。希望者には車イスのまま乗車できるリフトバスで週一回ほど送り迎えることになっています。センターに常駐している生活指導員、看護婦などの職員は、日常動作訓練、健康チェック、生活指導

を通じて、食事やトイレ、着替えといった日常生活の基本動作が回復するよう、手助けします。また、毎週水曜日には、鹿教湯病院から理学・作業療法士二人に来てもらい専門的なりハビリ訓練を指導してもらうほか、土曜日は家族介護者教室を開く予定です。同センターの開所日は、月曜日から土曜日の午前九時三十分から午後四時まで(日曜日と祝日は休み)で、一日に利用できるのは約二十人です。

上田市デイ・サービスセンター

上田市常磐城3-3-18

☎24119



完成したデイ・サービスセンター

信州国際音楽村 多目的ホールの 愛称を募集

信州国際音楽村(丸子町)の中核施設となる多目的ホールの建設が、五月のオープンを目指して進められています。

そこで、多目的ホールのイメージを高め、みんなに親しまれるよう、ホールの愛称を募集します。

▽応募方法 官製はがきに「愛称名と応募者氏名、住所、年齢、性別、電話番号」を明記して、郵送してください。

▽送り先 〒386-04 丸子町上丸子一六一二 丸子町役場企画財政課企画係(☎243100)

▽応募期限 三月三十一日(火)当日消印有効

▽入選 入選一点と佳作三点には、記念品を差し上げるほか、オープニングコンサートにご招待します。

春はそこまで...
普通タイヤに
はき替えましょう。



建築物は、家庭生活や社会活動を安全に、しかも快適に営んでいくための「いれもの」であると同時に、大切な財産です。

3月7日(出)から13日(金)までは「建築物防災週間」です。この機会に、特殊建築物などの所有者・管理者は、適正な維持管理をより進め、安全で快適な街づくりに進めましょう。

特殊建築物などは

定期点検・改修を

不特定多数の人々が利用する旅館、ホテル、病院、学校、デパートなどの特殊建築物やそれらに設置される非常用照明、換

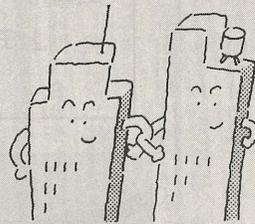
気、排煙などの建築設備、またエスカレーター、エレベーターなどの昇降機は、常に点検、改修を行い万全を期しましょう。これらの建築物などは、いったん火災などが発生しますと大惨事をひきおこしかねません。全国的にみても、旅館、ホテル、

理者は、その建物のもつ社会的な意義を認識され、定期的な検査・調査・報告を励行され、安全対策につとめましょう。

窓ガラスなどの落下に注意!
昭和五十三年の宮城県沖地震

建築物などの安全管理で

快適な街づくりを!



建築指導課
☎24100
内線364・352

デパートなどの火災が後を絶たず、そのつど貴重な人命や財産が失われています。火災を出火部分に封じ込め、被害を少なくするためには、耐火性のある壁や防火戸などを適切に設置することが重要です。

特殊建築物などの所有者や管

など過去の地震災害をみると、建物自体はそれほどでもなかったにもかかわらず、窓ガラスが飛び散ったり、外壁の一部や広告物などが落ちて、道路を歩いている人などに直撃したケースが多く発生しています。このように、ひとたび地震や台風が来

建築物を災害から守ること

それは、私たちの生命を守ること



三月七日から十三日は
建築物防災週間です

ると街全体が危険な状態に陥ってしまいます。

特に、市街地の中高層建築物(三階建て以上)などでは、鉄筋の露出やコンクリートのひび割れなどにご注意ください。また、ベランダ、窓ガラス、外壁材、屋外広告物、クーラー、植木鉢なども常に安全を確認しておきましょう。

ブロック塀などの

安全対策を

ブロック塀や石塀などは、信用のおける業者にたのむことが大切です。素人でも手をつけがちですが、簡単だからかえって基礎のコンクリートがしっぺたりしていませんか? 鉄筋が入っていないか? たりして、ちょっとした風や地震で倒壊してしまいうケースが見られます。

また、子どもが押ししたり、寄りかかっただけで倒れた例もあり、大きな事故につながります。

特に、最近では身近に感じる地震がたびたび起きており、いつ危険にさらされるかわかりません。

亀裂が入ったり、老朽化しているもの、正しく工事がなされていないと思われるものは、早めに専門家の点検を受け、補強や改修をするなど安全対策を講じていただきたいと思えます。できれば、危険なブロック塀などは避けて、生け垣などにした方がいいです。風通しも良く、豊かな緑が生活に潤いを与えてくれます。なお、ブロック塀などの改修や植栽工事などには、住宅金融公庫のリフォームローン(住宅改修資金)が活用できますので、お近くの取扱金融機関へご相談ください。





▲一刻も早くゴールへ

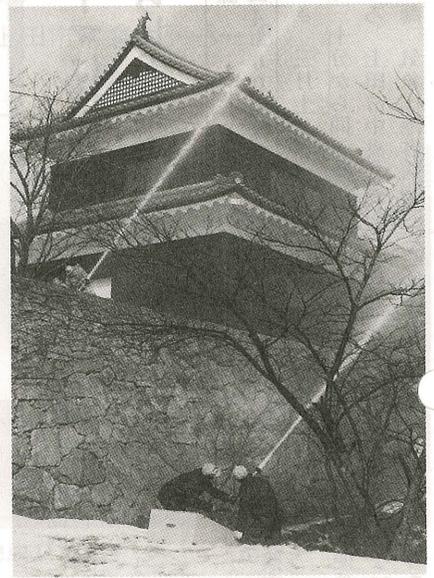
市民スキー大会が二月十五日、菅平スキー場のダボスゲレンデで行われました。参加した五歳から五十八歳までの約百五十人は、各部門に分かれて回転競技に挑みました。急斜面をフルスピードで滑る人もあれば、途中で転んだり、旗門を不通過して失格するなど日ごろ練習している成果を十分に発揮できない人もいて、悲喜こもももの大会でした。

白熱のレース展開

＝市民スキー大会＝



◀最も緊張するスタート前



北櫓で火災発生!

上田城の北櫓^{やぐら}で火災が発生! — の想定で、市教育委員会と上小広域消防本部が2月19日、消火訓練を実施しました。まず、火事を発見した市立博物館の職員が北櫓へ走り、櫓の下に設置してある2つの放水銃で放水を始めると同時に、消防本部からも消防車がかけつけ、消火にあたりました。

精神衛生講演会

日ごろ、患者さんのことでお困りの家族の方、どうぞお出かけください。

▽とき 三月二十六日(木)・午後一時三十分から同四時 ▽ところ 上田勤労者福祉センター(三階和室) ▽講師 佐久総合病院精神神経科医長・神岡芳雄さん ▽内容 講演「患者さんが回復するために家族はどうかかわっていけばよいか」 ▽照会保健予防課 ☎24100内線290

県営住宅の入居者募集

▽募集団地 城、青木団地(各一戸) ▽家賃 七千円・四千三百円 ▽申し込み 三月十一日(木)までに上小地方事務所建築課(☎231260内線304)へ ▽抽選日 三月十七日(火)



お知らせ



だれが一番長くまわっているかな? — 2月13日に東塩田保育園で行われたコマまわし大会です。年少組から年長組までの園児たちが、各クラスに分かれて順番にコマをまわしました。まわりのみんなも、「ながもちくらべ」とかけ声を一斉にかけ、楽しい雰囲気のもとに終わりました。

市議会議員選挙

立候補手続きの

説明会を開催

選挙管理委員会
☎41000内線571
有線☎0901

四月二十六日に予定されている市議会議員選挙の立候補予定者と、その関係者を対象に、選挙運動と立候補手続きなどの説明会を開催します。

出席できる人は、立候補予定者または事務長予定者ほか二名までです。したがって、一人の立候補予定者で出席できる人は、三名以内です。

●とき 三月二十三日(月)・午

前九時から(時間正確)

●ところ 市役所六階大会議室
●その他 県議会議員選挙の立候補届の説明会も、あわせて行います。

「郵便投票」

ができません

選挙管理委員会
☎41000内線571

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人で、障害の程度が単独で次に該当する人あるいは、これらの障害について県知事が書面で証明した人は、郵便投票証明書の交付申請ができません。

◇身体障害者手帳所持者で、手

帳の記載内容が次のような人。

- 両下肢・体幹・移動機能の障害が一級または二級の人
- 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸の障害が一級または三級の人

◇戦傷病者手帳所持者で、手帳の記載内容が次のような人。

- 両下肢・体幹の障害が特別項症から第二項症までの人。
- 心臓・じん臓・呼吸器の障害が特別項症から第三項症までの人

以上該当する人で、郵便投票証明書の交付申請をし、その申請が認められたときは、郵便投票(在宅投票)ができるようになります。

なお、詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

テーマは地震

くらしの科学講座

商工課

☎41000内線602

◇とき 三月十九日(木)・午後一時三十分から同三時

◇ところ 上田市中央公民館
▽講師 気象庁地震観測所長。

秋山泰三さん

▽演題 地震の知識と心がまえ

▽入場 無料

▽主催 (財)長野県科学振興会

計量モニターを

募集します

商工課商工振興係

☎41000内線603

応募資格：食料品関係の販売業を営んでいない、またはこれに携わっていない市内の家庭の主婦で、次の条件に該当する人。
①昼間の会議に出席できる人(年三回)。
②過去に計量モニターを経験していない人。

職務内容：指定する期間内に購入した商品の目方を計って、日誌に記入し、報告していただきます。

募集人員：十二名

応募期限：三月三十一日(火)

謝礼：五千円と記念品(検査用はかりと分銅)

応募方法：官製はがきに郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、家族構成、電話番号を

お書きのうえ、「〒386 内大手一―一―一六 上田市役所商工課商工振興係」までお申し込みください。

建設工事入札

「参加願」の提出

管理課庶務係

☎41000内線343

昭和六十二年度、市関係の建設工事指名競争入札に参加を希望される方は、「建物工事参加資格審査申請」の手続きが必要であります。

必要書類：①建設工事参加資格審査申請書 ②市税完納証明書 ③代表者の身分証明書 ④経営事項審査申請書の写し ⑤委任状または社内規則 ⑥建設業退職金共済組合加入証明書(加入者に限る)

提出期間：三月二日(月)から同三十一日(火)まで

提出先：管理課庶務係





一回の献血量	年齢	体重	献血間隔	血液比重
400 ml	18歳	男女とも50kg以上	男3か月、女4か月	男女とも $\frac{1}{5}$ 以上
	64歳			
200 ml	16歳	男45kg、女40kg以上	男女とも最低1か月	男女とも $\frac{1}{5}$ 以上
	64歳			

400 mlもできます

献血にご協力を

昨年四月から四〇〇mlの献血ができるようになりました。この献血は、医学的にも問題がなく、健康や日常生活にも特に心配ありません。日本人の体格に近い東南アジア諸国を含めた外国でも、三〇〇〜五〇〇mlの献血が安全に行われています。別表を参考に、ご協力をお願いします。

0 内線 288

▽照会 保健予防課 ②4100

午後一時から同三時まで。

▽献血日時 毎月第三木曜日・

健子防課へお問い合わせを。

▽献血場所 血液センター上田出張所（一中グラウンド前）他の場所でも行っていますので、保

健子防課へお問い合わせを。

▽献血日時 毎月第三木曜日・

午後一時から同三時まで。

▽照会 保健予防課 ②4100

0 内線 288

▽四〇〇ml献血者には

(1)血液検査サービシ(十四項目)

(2)「献血健康手帳」の配付(二月から)の特典があります。

なお、二〇〇ml献血者にも血液検査サービシ(六項目)があります。

▽献血場所 血液センター上田出張所（一中グラウンド前）他の場所でも行っていますので、保

健子防課へお問い合わせを。

▽献血日時 毎月第三木曜日・

午後一時から同三時まで。

▽照会 保健予防課 ②4100

0 内線 288

▽四〇〇ml献血者には

(1)血液検査サービシ(十四項目)

(2)「献血健康手帳」の配付(二月から)の特典があります。

なお、二〇〇ml献血者にも血液検査サービシ(六項目)があります。

▽献血場所 血液センター上田出張所（一中グラウンド前）他の場所でも行っていますので、保

健子防課へお問い合わせを。

▽献血日時 毎月第三木曜日・

第6回
寝たきり老人を
かかえる家族の会

講演「寝たきり老人のりハ
ビリと介護者の健康」、講師は、
信州大学医療技術短期大学部教
授の伊藤直栄さん。▽その他
当日介護を代わってくださる人
がない場合は、三月十六日(月)ま
でにご連絡ください。▽照会
保健予防課 ②4100 内線 2
90

勤労青少年ホーム
教養講座

参加してみませんか？



勤労青少年ホームでは、市内
にお住まいか市内の事業所に勤
務する三十歳未満のみなさんを
対象に、次のとおり教養講座を
開講します。期間は、四月から
九月までです。ふるってご参加
ください。

●申込期間 三月九日(月)から三
月二十八日(土)まで(定員になり
次第締め切ります)

●申し込み 勤労青少年ホーム
(☎②7117)へ必ず来館の
うえ、お申し込みください。受
付時間は、午後一時から同九時
までです。

勤労青少年ホーム教養講座

曜日	講座名	内容	定員	費用
月	料理教室	家庭料理 6か月	24人	受講料2,000円(半年)・材料費1,000円(1か月)
	茶道教室	裏千家 6か月	12人	3,000円(半年)・500円(1か月)
	生け花教室	草月流	12人	1,000円(1か月)・花代750円程度
火	料理教室	家庭料理 6か月	24人	2,000円(半年)・材料費1,000円(1か月)
	茶道教室	江戸千家 6か月	12人	3,000円(半年)・500円(1か月)
	生け花教室	古流崇顕流	12人	1,000円(1か月)・花代750円程度
	和裁教室	6か月	10人	1,500円(1か月)
水	料理教室	家庭料理 6か月	24人	2,000円(半年)・材料費1,000円(1か月)
	着付教室	4月～6月 12回	12人	2,000円(12回)・テキスト代400円
	生け花教室	草月流	12人	1,000円(1か月)・花代750円程度
木	着付教室	4月～6月 12回	12人	2,000円(12回)・テキスト代400円
	書道教室	6か月	20人	1,500円(半年)・材料費500円(1か月)
	生け花教室	草月流	12人	1,000円(1か月)・花代750円程度
金	生け花教室	池ノ坊	12人	1,000円(1か月)・花代750円程度
	手編教室	6か月	10人	1,500円(1か月)

※時間は、料理教室が午後6時から8時まで。生け花教室は、午後6時30分から7時30分まで。その他は、午後6時30分から8時30分まで。

自動車の

廃車・名義変更の

手続きは早めに

「廃車の手続きを依頼したのに」、「知人に車を譲ったのに」、「以前の車を下取りに出したのに」——いまだ自動車の納税通知書などがくるという問い合わせや苦情が多くあります。これら廃車や名義、住所が変わったときは、早めに長野陸運

支局で正規の手続きをしてください。なお、他県から転入した場合にも同様、所定の手続きをして当県(長野、松本)ナンバーに変更してください。

●照会は 運輸省長野陸運支局 登録課(☎0262④5355)



中部電力

料理教室を開きます

▽定員 各コース二十四名
▽会費 一回四百円程度(材

料代として)

▽申し込み 中部電力(株)上田営業所サービス課(☎1240)。
定員になり次第締め切ります。

料理教室日程表

コース	A	B
期 間	4/1 6/17	4/2 6/18
曜 日	第1・3 水曜日	第1・3 木曜日
時 間	午前10時 午後1時	午前10時 午後1時
場 所	中部電力(株)上田営業所(婦人教室)	

訂正おわび

「広報うえだ」二月十六日発行・第九七七号の「ご寄付お礼」中に次のとおり誤りがありました。訂正しておわびします。

▽六ページ、守 ふみ様、柳原 巳義様の金額がそれぞれ「五万円」とあるのを「五十万円」に。「松本たまえ様」を「スナックたまえ様」に。▽七ページ、「古田 島キヨ子様」を「鳥清様」に。

おんやみ

(二月届け出分)

謹しんでごめい福をお祈り申し上げます。

- 柳澤今朝美さん 城北 七四
- 濱村はる美さん 新町 六六
- 堀江はるさん 中吉田 七四
- 小野志げ子さん 下堀 六九
- 中島ひささん 秋和 九〇
- 手塚 明さん 岩門 五八
- 神戸仁市さん 染屋 六九
- 柳澤なをみさん 漆戸 七五
- 依田信子さん 下堀 四三
- 荒井一郎さん 岩門 八一

- 保坂志づよさん 山口 八二
- 川上 勲さん 染屋 六六
- 春原いまさん 上塩尻 八〇
- 箱山良雄さん 小井田 八九
- 齊藤ミツジさん 山田 八七
- 小林いさゑさん 分去 八六
- 岡田 清さん 赤坂 七八
- 児平うたさん 城北 八二
- 宮原はなさん 金井 八五
- 升井 清さん 御所 六七
- 金澤富雄さん 鈴子 九三
- 宮川てつさん 西脇 八六
- 浅田武雄さん 上房山 七九
- 大口エツ子さん 梅が丘 七八
- 成澤總太郎さん 中吉田 七八
- 清水静代さん 浦野 八二
- 宮下孝三さん 上堀 五九
- 島形富夫さん 新屋 五二
- 小澤志げよさん 上田原 九六

- 尾崎 嗣さん 上青木 九五
- 北村尚志さん 南天神町 八〇
- 竹本繁代さん 踏入 六一
- 山岸みねさん 川辺町 七〇
- 青柳千代次さん 新屋 八四
- 市川ツタエさん 下之郷 五六
- 堀内まゆみさん 朝日ヶ丘 八一
- 竹内りいさん 東前山 五七
- 石倉イトさん 松尾町 九一
- 清水義武さん 森 七九
- 工藤武雄さん 中野 八七
- 赤岡はつさん 伊勢山 九三
- 小林のぶさん 丸堀町 六五
- 大塚勤之助さん 南天神町 八九
- 上野ひささん 半過 八六
- 山崎 悦さん 山口 六六
- 中山みつるさん 上塩尻 七二
- 宮島房永さん 八木沢 九二
- 東山さか江さん 矢沢 五三

- 坂井太賀美さん 中常田 六七
- 片桐鎌次さん 十人 七六
- 藤澤よしぞさん 川辺町 八四
- 石井茂人さん 保野 八〇
- 藤田きんさん 新田 八三
- 増田ヨシエさん 北常田 八〇
- 田中庄英さん 八木沢 七七
- 出崎政種さん 中野 七九
- 佐藤根一吉さん 上青木 五七
- 長谷川忠志さん 岩下 六三
- 竹下きくいさん 大屋 八三
- 松永利男さん 本町 七八
- 神津輝人さん 五加 八二
- 和田志げさん 上小島 九二
- 水野あか子さん 神畑 七四
- 宮原 滝さん 染屋 七四
- 保屋野すずのさん 保野 八七
- 林 けさ子さん 中野 六五
- 村松 鈴さん 新田 九三

- 竹内史郎さん 山田 七八
- 藤極とくのさん 分去 七〇
- 島田一男さん 鈴子 六一
- 森 善納さん 金剛寺 六〇
- 花岡友夫さん 上常田 八二
- 青嶋そめじさん 神畑 八一
- 吉澤サミジさん 愛宕町一〇二
- 小林嘉久さん 中村 六八
- 土屋三郎さん 下室賀 八八
- 塩澤好英さん 五加 七六
- 宮島むつ子さん 小牧 六〇
- 中曾根美代子さん 北常田 六六
- 掛川知衛さん 新田 七八
- 永井せらよさん 末広町 八四
- 田村俊平さん 倉升 八一
- 大熊万造さん 長島 七四
- 山崎雅巳さん 上常田 二二
- 西川ふくよさん 中組 七五

20歳から60歳まで 全員が国民年金に加入

新年金制度がスタート

昨年4月から年金制度が大きく変わりました。新しい制度は、本格的な高齢化社会の到来への対応を目的としたもので、昭和36年の国民年金制度発足以来の大改革です。

●**基礎年金の導入** 新しい国民年金は、全国民が共通の基礎年金に加入する制度に発展し、サラリーマンは、その上に厚生年金や共済年金に加入する“2階建て”の年金制度になりました。

女性の年金権を確立 今まで「任意加入」だ

ったサラリーマンの妻（厚生・共済年金加入者の被扶養配偶者）も、国民年金に強制加入になり、女性の年金権が確立されました。

●**給付負担の適正** みんなで共通の土台である国民年金を支えていくことにより、これまで各年金制度間にあった不均衡も解消されることになりました。また、年金水準と保険料負担についても、バランスがとれるよう、少しずつ適正化していきます。

被保険者は3種類

これまで、国民年金は、農業・商業などの自営業の人とその家族が加入する年金制度でした。

新しい年金制度では、日本に住んでいる20歳から60歳未満の人は、全員、国民年金に加入するこ

とになりました。また、強制加入者の範囲を拡大するとともに、被保険者を下表のとおり、第1号、第2号、第3号被保険者の3種類に区分しています。

種 類	対 象 者	納 付 方 法
第1号被保険者 	農業、自営業者とその配偶者、サラリーマンの奥さんでも夫の扶養になっていない人などで日本国内に住所を有する年齢が20歳以上60歳未満の人。 （従来の国民年金の強制加入被保険者など）	保険料は1か月7,100円です。（昭和62年4月からは7,400円）。 個別に納付してください。
第2号被保険者 	厚生年金保険（船員保険も含む）の被保険者、各種共済組合組合員。 （現役のサラリーマンなど）	厚生年金・共済年金から、年金の支払に必要な額がまとめて支払われますので、保険料を個別に納付する必要はありません。
第3号被保険者 	厚生年金保険（船員保険も含む）の被保険者、各種共済組合組合員の被扶養配偶者で、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人。 （主にサラリーマンの妻で専業主婦の人）	厚生年金・共済年金から、年金の支払に必要な額がまとめて支払われますので、保険料を個別に納付する必要はありません。

国民年金の給付

基礎年金は 3 種類

従来の国民年金の給付は、下図のように、改正後は 3 種類の基礎年金に統合されました。

従来の国民年金と新しい国民年金

〈従来(61年 3 月まで)〉

〈改正後〉



従来の障害年金や母子・遺児年金などはそのままの名称で残り、年金額は改定されています。

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、25年の受給資格期間を満たした人が65歳から受けられる年金です。

●**受給資格** 次の①～④の期間を合算して25年以上になれば、老齢基礎年金が受けられます。

- ①国民年金保険料を納めた期間
- ②国民年金保険料の免除を受けた期間
- ③任意加入できる人が加入しなかった期間
- ④昭和36年 4 月以後の厚生年金や共済組合の加入期間

●**年金額** 20歳から60歳までの40年間に保険料をすべて納めると、年額62万2,800円(昭和61年度価格)が支給されます。

老齢基礎年金額の計算方法

$$62万2,800円 \times \left[\frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料免除月数} \times \frac{1}{2}}{\text{加入可能年数}} \times 12 \text{か月} \right]$$

障害基礎年金

病気やケガがもとで、障害等級が1級または2級になったとき、障害基礎年金が支給されます。

●**受給資格** ①初診日前に保険料納付済期間が、加入期間の3分の2以上ある人が障害者になった場合に支給 ②20歳前に障害者になっても、本人の所得が一定の基準内なら、20歳に達したときから支給

●**年金額** 1級障害者が年額77万8,500円、2級障害者が62万2,800円です。(ただし、請求できるのは65歳未満です)

遺族基礎年金

●**受給資格** 国民年金に加入していて死亡した人が、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていたときや加入期間の3分の2以上が保険料納付済期間であったときに、子ども(18歳未満)のある妻または遺児(18歳未満)が受給できます。

●**年金額** 妻と子ども1人の場合は年額80万9,600円です。遺児が1人の場合は年額62万2,800円です。(いずれも2人目以降の子どもには加算額あり)

国民年金の独自給付

●**付加年金** 付加保険料(月額 400円)を納めた人は、将来、付加年金を受けることはできますが、新制度では、自営業などの第1号被保険者だけに限られています。

●**寡婦年金** 老齢基礎年金の受給資格のある夫が、年金を受けずに死亡したとき、その妻が60歳から65歳になるまで寡婦年金を受給することができます。年金額は、夫が受けられるはずであった額の4分の3(従来は2分の1)です。

●**死亡一時金** 第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、何の年金も受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に、死亡一時金(下表)が支給されます。

保険料納付済期間	従 来	改正後
3年以上20年未満	23,000円	100,000円
20年以上25年未満	28,000円	
25年以上30年未満	36,000円	126,500円
30年以上35年未満	44,000円	160,000円
35年以上40年未満	52,000円	200,000円

死亡一時金

サラリーマンの奥さん

年金Q&A

「私は第3号被保険者の届け出をしましたが発金手帳はどうなったのでしょうか?」「夫の給料からいくら引かれているのでしょうか?」などと、昨年4月から発足した第3号被保険者に関する質問がたくさん寄せられています。

そこで、ここでは質問の主なものを取り上げました。

(質問1) 私の夫はサラリーマンで厚生年金に加入中です。私は商店を営んでおり、夫の扶養になっておりません。サラリーマンの妻は第3号被保険者の届けが必要と聞きましたが。

(答) サラリーマンの奥さんでも、あなたのように自営業などを営んでおり、夫の扶養にならない方は第3号被保険者に該当しません。あなたの場合は、第1号被保険者ですので届け出は必要ありません。第3号被保険者は次の方です。

- ①夫が厚生年金または共済組合に加入していて
- ②妻がその被扶養者となっている人

(質問2) 私は昨年、第3号被保険者該当届を出しましたが、今後どんな場合に届け出なければなりませんか。

(答) 次のような場合は必ず国民年金係に届けてください。

- ①夫が退職して厚生年金保険などを掛けなくなったとき
- ②あなたが、パートなどで働きに出て収入が多くなり、夫の扶養家族でなくなったとき
- ③離婚や夫が死亡したとき
- ④あなたが会社に就職して厚生年金などに加入したとき

(質問3) 私は第3号被保険者になりましたが、保険料は夫の給料から引かれると聞きました。税金の申告に使おうと思えば給料の明細書を見ましたが、前と変わりません。いくら負担したのでしょうか。

(答) 第3号被保険者の保険料は、厚生年金や共済組合の全国的な組織から届け出数に応じて国民年金制度に支払われます。ですから、ご主人が直接負担することはありません。

(質問4) 夫の厚生年金で保険料を支払うとみなされる第3号被保険者と自分自身で保険料を支払う第1号被保険者とは、将来受け取る年金額は違って来るのでしょうか。

(答) 国民年金は、保険料を支払った月数で年金額が計算されるので、被保険者の種類によって額が違うことはありません。

(質問5) 最近テレビで、「あなたは年金手帳をお持ちですか?」という放映がありました。私は、第3号被保険者の届け出をしましたが発金手帳はもらっていません。どうなったのでしょうか。

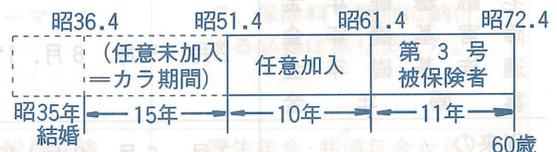
(答) 第3号被保険者の届け出は、昭和60年11月から受け付けましたが、届け出が済んだ方には昨年夏ごろ社会保険庁からお手元にはがきを送られました。このはがきで手続きが完了したものとご理解ください。

国民年金手帳は、今まで国民年金に加入したことのない方に発行しました。今まで加入していた方は、お手元の年金手帳に第3号被保険者になったことを書き加えれば済みますので、未記入の方はお手数でも国民年金係の窓口まで、年金手帳をお持ちください。

(質問6) 私は昭和12年4月2日生まれです。結婚は昭和35年で、夫はその時から厚生年金に加入しています。国民年金は10年前から任意加入し、昨年第3号被保険者となる任意加入者現況届を出しました。今まで掛け続けてきた国民年金は新制度に引き継がれるのでしょうか。

(答) 任意加入の納付済期間は第3号被保険者の加入期間に引き継がれ、あなたの年金額に計算されます。あなたが、このまま60歳まで第3号被保険者として加入しますと老齢基礎年金の額は下図のとおりです。

昭和12年4月2日生まれのサラリーマンの妻が国民年金に10年間任意加入



●カラ期間(15年)+納付年数(10年+11年)=36年
(25年以上で受給資格あり)

●老齢基礎年金額—
622,800円× $\frac{(10年+11年) \times 12か月}{36年 \times 12か月}$
=363,300円(65歳より)

※36年とは、生年月日によって決まっている、国民年金への加入可能年数です。

新年金制度あれこれ

● 任意加入できる人

新しい制度でも、任意加入できる人がいます。それは、つぎのような方です。

- ① 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人。
(厚生年金・共済組合加入者を除く)
 - ② 海外に在住している20歳以上65歳未満の日本人
 - ③ 20歳以上60歳未満の学生
 - ④ 被用者年金制度(厚生年金・共済年金など)の老齢(退職)年金の受給権者
- ※60歳になって年金の受給資格に少し足りない方、保険料未納期間などのある方は任意加入を。



● 繰り上げ支給

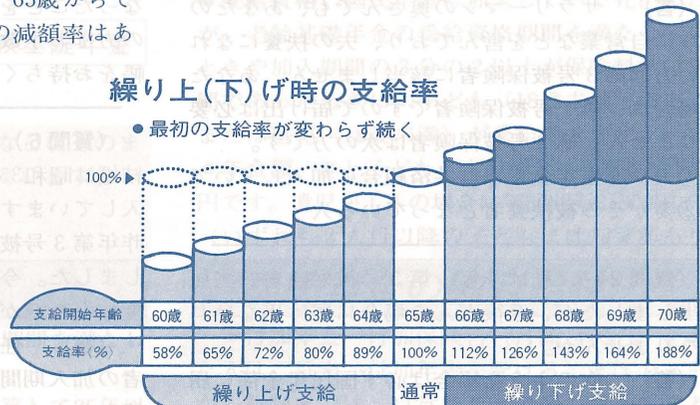
老齢基礎年金を受けられる年齢は、65歳からですが、60歳になれば65歳前でも一定の減額率はあるものの、希望する年齢で繰り上げ支給を受けることができます。

ただし、65歳前からの繰り上げ支給を受けると次の制限があります。

- ① 65歳までの特別支給の老齢厚生年金は支給停止。
- ② 65歳まで遺族厚生年金は支給停止。
- ③ 障害基礎年金は受けられません。
- ④ 寡婦年金は受けられません。

繰り上(下)げ時の支給率

● 最初の支給率が変わらず続く



● 年金の支払時期

受ける年金	支払月	支払月分
老 齢 基 礎 年 金 障 害 基 礎 年 金 遺 族 基 礎 年 金 寡 婦 年 金	2月, 5月, 8月, 11月	前月分までの3か月分
従来の老 齢 年 金	3月, 6月, 9月, 11月	前月分までの3か月分
従来の通 算 老 齢 年 金	2月, 5月, 8月, 11月	前月分までの3か月分
従来の障害・母子・準母子・遺児・寡婦年金	3月, 6月, 9月, 12月	前月分までの3か月分
老 齢 福 祉 年 金	4月, 8月, 12月,	前月分までの4か月分 (12月は請求により11月に支払われます)

国民年金のご相談は
 国保年金課国民年金係
 有線 ② 4100 内線 284
 0711